

【記入例】医療費控除の明細書

医療費通知を添付する
場合に記入します。

年分 医療費控除の明細書

次のようなものがある場合に
記入します。

- ・生命保険の保険金
- ・高額療養費、出産育児一時金などの給付金

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 洲本市本町3丁目4-10

氏名 洲本

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
35,700 円	ア 35,700 円	イ 0 円

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
洲本 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	214,300 円	50,000 円
洲本 太郎	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	30,700	
洲本 花子	■●クリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	41,300	
洲本 花子	●●薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	17,800	
	JR・◇◇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	10,200	
2 の 合 計			ウ 314,300	エ 50,000

医療費の領収書から、医療費を集計し、記入します。

★誰が、どこの病院や薬局で、いくら支払ったか

※医療費通知(㊦)に含まれているものには記載しません。

<注意> 医療費控除の対象外となるものの例

- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金
- ・疾病の予防や健康増進のための費用
(インフルエンザ予防接種、マスク、ビタミン剤など)

医療費の合計	A (㊦+㊧) 350,000 円	B (㊨+㊩) 50,000 円
--------	-------------------	------------------

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	350,000 円	A
保険金などで補てんされる金額	50,000	B
差引金額 (A) - (B)	300,000	C
所得金額の合計額	2,500,000	D
㊪ × 0.05 (赤字のときは0円)	125,000	E
㊫と10万円のいずれか少ない方の金額	100,000	F
医療費控除額 (C) - (E)	200,000	G

ア + ウ

イ + エ

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

※次の場合にはそれぞれの金額を加算

- ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前)

申告書第一表の「医療費控除」に転記します。

医療費控除を受けられる方へ

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和5年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和5年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 10\text{万円} \\ \text{※所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の方は所得の合計額の5\%} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{医療費控除} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

※この医療費控除を受けることを選択した場合、「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を受けることはできません。また、更正の請求又は修正申告において、選択を変更することはできません。

医療費控除を受けるための手続き

- 確定申告書に「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
なお、医療費通知がある場合は、医療費通知の添付により明細書の記入は省略できます。
- 医療費の領収書は申告期限から5年間、ご自宅等で保管する必要があります。
(明細書の記入内容の確認のため、税務署から領収書の提示又は提出を求める場合があります。)

医療費控除の対象の具体例

	○ 対象となるもの	× 対象にならないもの
治療、通院 入院	・医師及び歯科医に支払った診療費や治療費 ・治療のためのマッサージ・はり・きゅうなど ・治療のための義足、松葉づえなどの購入費用 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・通院や入院のための交通費 ・医師が発行した「おむつ使用証明書」がある 場合の6か月以上の寝たきりの人のおむつ代	・美容整形の費用 ・健康診断の費用 ・自家用車のガソリン代や駐車料金、高速道路料金 ・治療のために直接必要としない近視や遠視のための 眼鏡等の購入費用
医薬品	治療、療養のため直接必要な医薬品購入費用	疾病の予防又は健康増進のために供されるものの 購入費用(予防接種、マスク、ビタミン剤など)
出産	・妊産婦の検診費用 ・不妊治療の費用 ・出産のための分娩費用や入院費用	・出産のための里帰り費用 ・出生前検査の費用
介護施設等	介護保険制度の下で提供される一定の施設・居 宅サービスの対価(領収書に医療費控除対象額 が記載されているか確認してください)	・有料老人ホームやグループホーム等の費用
その他	・医師が発行する「診療情報提供書」があり、 治療に直接必要とする補聴器の購入費用 ・医師の処方箋がある場合の白内障治療のため の眼鏡の購入費用	・医師の診断書の作成費用 ・防ダニ布団の購入費用